

# 香川県報



第 77 号

平成 16 年

9月28日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

- 香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
（子育て支援課） 一
- 香川県立斯道学園規則の一部を改正する等の規則  
（ ） " " 一
- 香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則  
（ ） " " 二
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則  
（生活衛生課）  
（ ） " " 二
- 香川県会計規則の一部を改正する規則  
（会計課） 七

### 告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定  
（健康福祉総務課） 八
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出  
（ ） " " 八
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定  
（ ） " " 八
- 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱  
（会計課） 九
- 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称並びに位置等）の一部改  
（審査課）  
（ ） " " 九

### 公 告

- 一般競争入札の実施  
（直島環境センター） 一〇
- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出  
（経営支援課） 一〇
- 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による保留  
（都市計画課） 一一
- 地の処分に係る抽選の公告  
（建築課） 一四
- 開発行為に関する工事の完了  
（ ） " " 一四

開発行為に関する工事（公共施設）の完了

人事委員会規則

●給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則

人事委員会告示

●給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の

部改正

## 規 則

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十五号

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第七十二号）の施行期日は、平成十六年十月一日とする。

香川県立斯道学園規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十六号

香川県立斯道学園規則の一部を改正する等の規則

（香川県立斯道学園規則の一部改正）

第一条 香川県立斯道学園規則（昭和三十三年香川県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県児童福祉施設条例」を「香川県立斯道学園条例」に改める。

（香川県行政組織規則の一部改正）

第二条 香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように

改正する。

第六条子育て支援課の項第十一号中、「、斯道学園及び龜山学園」を「及び斯道学園」に改める。

(香川県立龜山学園規則の廃止)

第三条 香川県立龜山学園規則(昭和二十九年香川県規則第十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十七号

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則

香川県子ども女性相談センター規則(平成十二年香川県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 西部子ども相談センター次長

第五条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 西部子ども相談センター次長は、西部子ども相談センター所長を補佐する。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十八号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和二十六年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「保健所長に」の下に「、無店舗取次店に関するものにあつてはその営業区域を所管する保健所長に」を加える。

第十三条の表法第五条第一項の規定によるクリーニング所開設届の項の次に次のように加える。

法第五条第二項の規定による無店舗取次店営業届

第一号様式  
の二

第十三条の表法第五条第二項の規定によるクリーニング所変更届の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「クリーニング所変更届」を「クリーニング所等変更届」に改め、同表法第五条第二項の規定によるクリーニング所廃止届の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所等廃止届」に改める。

第一号様式(表)中

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| 他のクリーニング所の開設の有無            | 有 | 無 |
| 他のクリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の有無 | 有 | 無 |

改め、同様式(裏)中

|             |        |
|-------------|--------|
| 溶剤及び薬品の保管設備 | 有( )・無 |
|-------------|--------|

|             |        |         |
|-------------|--------|---------|
| 溶剤及び薬品の保管設備 | 有( )・無 | 改め、同様式備 |
| 印章の押印先の掲示   | 有      | 無       |

考2を次のように改める。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従業者数
- (4) 従業者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第一号様式(裏)備考に次のように加える。  
3 併請の母田先について記載した書画  
第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2(第13条関係)

(日本工業規格A列4番)

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 台帳番号 | 名 称 | 氏 名 |
|      |     |     |

受 付 印

|                             |                |        |
|-----------------------------|----------------|--------|
| 無店舗舗取次店営業届                  |                | 年 月 日  |
| 香川県 保健所長 殿                  |                |        |
| 根 拠 法 令                     | クリーニング業法第5条第2項 |        |
| 無店舗舗取次店の名称                  |                |        |
| 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号         |                |        |
| 業務用車両の保管場所                  |                |        |
| 営 業 区 域                     |                |        |
| 営業開始予定年月日                   | 年 月 日          |        |
| 本籍(都道府県名)                   |                |        |
| 氏 名<br>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |                | 年 月 日生 |
| 住 所<br>(法人にあつては、主たる事務所の所在地) |                |        |
| 電 話 番 号                     |                |        |
| 他のクリーニング所の開設又は無店舗舗取次店の営業の有無 |                | 有 ・ 無  |

|                 |    |             |     |     |         |               |
|-----------------|----|-------------|-----|-----|---------|---------------|
| 従 事 者           | ク  | 本 籍 (都道府県名) | 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 | 登録都道府県名及び登録番号 |
|                 | リー |             |     |     |         |               |
| そ の 他 の 従 事 者 数 | ニ  |             |     |     |         |               |
|                 | ン  |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |
| グ               |    |             |     |     |         |               |
| 師               |    |             |     |     |         |               |
| ク               |    |             |     |     |         |               |
| リー              |    |             |     |     |         |               |
| ン               |    |             |     |     |         |               |

第2号様式(第13条関係)

(日本工業規格A列4番)

クリーニング所等変更届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり(クリーニング所開設届出事項・無店舗取次店営業届出事項)に変更があつたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

- 1 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 2 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所
- 3 変更事項  
変更前  
変更後
- 4 変更理由
- 5 変更年月日 年 月 日

備考 構造設備を変更したときは、変更の状況を示す図面を添付すること。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

クリーニング所等廃止届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり（クリーニング所・無店舗取次店）を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

- 1 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 廃止年月日 年 月 日

振込口座番号「の名称」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同条第4中「所在地の次」又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」を「振込口座番号」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

3 他にクーリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クーリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクーリーニング師のある場合は、その氏名

振込口座番号「の名称」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同条第4中「所在地の次」又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」を「振込口座番号」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

2 他にクーリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クーリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクーリーニング師のある場合は、その氏名

振込口座番号「の名称」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同条第4中「所在地の次」又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」を「振込口座番号」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

2 他にクーリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クーリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクーリーニング師のある場合は、その氏名

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

香川県令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 眞 藤 裕 昭

香川県規則第七十九号

香川県令規則の一部を改正する規則

香川県令規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 三船など公園

別表第一第一号の表中17の項を削り、22の項を21の項とし、23の項を17の項とし、同項の次に次の一項を加える。

振込口座番号「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

備考 本伝票は、2部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存すること。

振込口座番号「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

1 本伝票は、3部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に、1部は取扱者が取扱者欄に押印して出納員（収入取扱員）に、それぞれ送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存すること。

振込口座番号「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

振込口座番号「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同条第5条第2項第2号を「」に改める。

1 本伝票は、2部作成し、1部は出納員の、1部は取扱者の証憑書類とするに  
と。  
第五十二号様式備考中2を削り、3を2とする。  
第五十三号様式中「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同様  
式備考を次のように改める。

備考 本伝票は、2部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に送付し、1部  
は取扱者が証憑書類として保存すること。

第五十四号様式中「日本工業規格A列5番」を「日本工業規格A列4番」に改め、同様  
式備考を次のように改める。

- 1 本伝票は、3部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に、1部は  
取扱者が取扱者欄に押印して出納員（収入取扱員）に、それぞれ送付し、1部  
は取扱者が証憑書類として保存すること。

第五十四号様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。
- 2 改正前の第五十号様式から第五十四号様式までの様式による用紙は、当分の間、使用  
することができる。

告 示

香川県告示第六百五十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のた  
めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

|           |                     |                 |
|-----------|---------------------|-----------------|
| 指 定 年 月 日 | 名 称                 | 所 在 地           |
| 平成一六、九、一  | 医療法人社団高田齒<br>科クリニック | 観音寺市柞田町甲一〇四一番地三 |

香川県告示第六百五十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医  
療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 廃 止 年 月 日 | 名 称       | 所 在 地           |
|-----------|-----------|-----------------|
| 平成一六、八、一  | 山口産婦人科医院  | 丸亀市山北町九二番地一     |
| 平成一六、八、三  | 高田齒科クリニック | 観音寺市柞田町甲一〇四一番地三 |
| 平成一六、九、一  | 黒瀬歯科医院    | 木田郡三木町下高岡三六一    |

香川県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介  
護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関  
を次のとおり指定した。  
平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指 定 年 月 日 | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                  | 事業者（開設者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地          | サービスの種類        |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------|----------------|
| 平成一六、八、一  | 岡病院居宅介護支<br>援事業所<br>さぬき市志度一五<br>六二番地 | 医療法人日昭会<br>さぬき市志度一五<br>六二番地              | 居宅介護支援         |
| 平成一六、八、二  | どき介護ステーション<br>丸亀市土器町西四<br>丁目二四四番地    | 有限会社ケア・ス<br>テーション<br>丸亀市土器町西四<br>丁目二四四番地 | 訪問介護<br>居宅介護支援 |
| 平成一六、八、二  | どきデイサービス<br>センター<br>丸亀市土器町西四         | 有限会社ケア・ス<br>テーション<br>丸亀市土器町西四            | 通所介護           |



|                                      |                     |                                          |                 |
|--------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|-----------------|
| 平成一六、八、二四                            | 丁目二四四番地             | 丁目二四四番地                                  |                 |
| グループホームど<br>き<br>丸龜市土器町西四<br>丁目二四四番地 | 丸龜市土器町西四<br>丁目二四四番地 | 有限会社ケア・ス<br>テーション<br>丸龜市土器町西四<br>丁目二四四番地 | 痴呆対応型共同生活<br>介護 |

香川県告示第六百五十五号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号中「もの」の下に「、国又は地方公共団体以外の者が納付する同施設のうち、国際会議場、展示場及び多目的広場の使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納付期限が、規則第二十八条第二項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの」を加える。

第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、平成十六年十月一日から施行する。

香川県告示第六百五十六号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表城西支店の項中「龜山学園、」を削る。

## 公 告

香川県公告第四百六十八号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 売払い件名及び予定数量 鉄メタル二百八十トン（一回目の予定数量は百八十トンとし、その後一回の売払いを予定）
- 2 売払い品の概要 「鉄メタル売却仕様書」（以下「売却仕様書」という。）による。
- 3 売払い期間 契約締結日から平成十七年三月三十一日まで
- 4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター
- 5 入札方法  
入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 3 五に掲げる現場説明会に出席した者であること。
- 4 過去三年間（平成十三年九月二十八日から平成十六年九月二十七日までの間をいう。）において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむ

ね一年間については、月間の平均で二十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 鉄メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年十月十五日午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができる認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等（入札説明書及び売却仕様書の交付）

1 期間 平成十六年九月二十八日（火）から同年十月七日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十六年十月七日（木） 午後二時

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十六年十月二十八日（木） 午後二時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す

ることがある。

この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

九 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十一 契約書作成の要否 要

十二 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月二十八日

一 届出の概要

香川県知事 真鍋 武紀

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号  
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六  
株式会社四国エム・デー・ケイ 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一  
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号  
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国 高松市花園町一丁目二番一一号  
大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎一四四七番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号  
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六  
株式会社四国エム・デー・ケイ 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一  
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号  
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国 高松市花園町一丁目二番一一号  
大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年五月十七日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
九、〇五三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
六七六台  
(二) 駐輪場の収容台数  
三〇九台  
(三) 荷さばき施設の面積  
六四三平方メートル  
(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九四・三五立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ダイキ株式会社  
開店時刻 午前八時  
閉店時刻 午後九時  
株式会社マルヨシセンター  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前零時  
株式会社四国エム・デー・ケイ  
開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後七時  
株式会社レデイ薬局  
開店時刻 午前八時  
閉店時刻 午後八時  
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国  
開店時刻 午前零時  
閉店時刻 午後十二時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車区画A  
午前七時から午後九時三十分まで  
駐車区画B  
午前七時から午前零時三十分まで  
駐車区画C  
午前零時から午後十二時まで  
駐車場の自動車の出入口の数  
六箇所  
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ダイキ土庄店荷さばき施設

午前七時から午後十時まで

マルヨシセンター土庄店

午前七時から午後九時まで

キャデン土庄店荷さばき施設

午前九時から午後八時まで

レデイ薬局土庄店

午前九時から午後九時まで

サンクス土庄店

午前七時から午後十一時まで

二 届出年月日

平成十六年九月十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年九月二十八日(火曜日)から平成十七年一月二十八日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年一月二十八日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百七十号

高松広域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業施行条例(平成五年香川県条例第三号)第七条の規定により抽せんによる保留地の処分をするので、高松広域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則(平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」といふ。)第三条の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格

1 (一) 位置 高松市浜ノ町七四番九(二三街区三 一画地)

香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 三六一・五七平方メートル

(三) 処分価格 五八、二二二、七七〇円

2 (一) 位置 高松市浜ノ町七四番一〇(二三街区三 三画地)

香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一、一一三・〇四平方メートル

(三) 処分価格 二二三、七二一、〇四〇円

3 (一) 位置 高松市浜ノ町七四番六(二三街区三 四画地)

香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 八二一・四四平方メートル

(三) 処分価格 一七六、八九三、九二〇円

4 (一) 位置 高松市西の丸町一八番二(二二 二街区六画地)

香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一四七・一八平方メートル

(三) 処分価格 四四、一五四、〇〇〇円

- 5 (一) 位置 高松市錦町二丁目三番三(二)二五街区一 一画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 二八八・九四平方メートル
- (三) 処分価格 四五、三六三、五八〇円
- 6 (一) 位置 高松市錦町二丁目三番二(二)二五街区一 二画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 二五六・四八平方メートル
- (三) 処分価格 三九、七五四、四〇〇円
- 7 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番二(二)二六街区一 一画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 四〇六・二五平方メートル
- (三) 処分価格 六四、五九三、七五〇円
- 8 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番三(二)二六街区一 二画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 二〇二・二九平方メートル
- (三) 処分価格 三〇、一四一、二二〇円
- 9 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一五(二)二六街区一 四画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 二四一・七五平方メートル
- (三) 処分価格 三六、〇二〇、七五〇円
- 10 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一六(二)二六街区一 五画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 一三五・六二平方メートル
- (三) 処分価格 三五、一〇七、三八〇円
- 11 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一七(二)二六街区一 六画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 三二四・二二平方メートル
- (三) 処分価格 四六、八一八、七八〇円

- 12 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一(二)二六街区一 七画地)  
香川県都市計画課に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 三三九・一四平方メートル
- (三) 処分価格 五二、九〇五、八四〇円
- 二 抽せんの日時及び場所
- 1 日時 平成十六年十一月五日(金曜日)午前十時から
- 2 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館六階会議室
- 三 抽せんの参加者の資格に関する事項
- 1 次に掲げる者は、当該抽せんに参加することができない。
  - (一) 抽せんに係る契約を締結する能力を有しない者
  - (二) 破産者で復権を得ない者
  - (三) 規則第二条第二項の規定に該当する者
- なお、当該抽せんのいずれかにおいて、その公正な執行を妨げた者は、その後の抽せんに参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
- 2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができる認められる者でなければ、抽せんに参加することができない。
- 3 当該保留地のうち一の4に掲げる保留地の当せん者及び補欠者の抽せんにおいて、公告日現在にサンポート高松総合整備事業区域内に土地所有権、借地権又は賃借権を有すると認められる者から抽せん参加の申込みがあったときは、他の者より優先する。
- 4 当せん者及び補欠者の抽せんにおいて、一つの保留地に二人以上の者から抽せん参加の申込みがあったときは、その保留地に隣接する数画地を同時に申込んだ者のうち、当該保留地の合計の処分価格の大きい者を他の者より優先する。
- 四 抽せんの無効に関する事項
- 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、抽せんを無効とする。
  - 1 抽せんに際し不正の行為があったと認められる場合
  - 2 当せん者が三に掲げる抽せんの参加者の資格を有しないことが判明した場合
- 五 抽せんの取消し又は延期による損害に関する事項

- 1 天災その他やむを得ない事由がある場合は、抽せんを取り消し、又は延期する。
- 2 1の場合における抽せんの取消し又は延期による損害は、抽せん参加者の負担とする。

六 抽せん参加申込書の提出先及び提出期限

1 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部都市計画課 電話番号〇八七 八三一 三六〇〇

2 提出期限

平成十六年十月二十二日(金曜日)午後五時(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。)

なお、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

七 抽せん参加申込書に添付する書類

1 申込者が個人である場合にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書

2 申込者が法人である場合にあつては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)

3 印鑑証明書

4 土地利用計画書

5 一の4に掲げる保留地については、三の3に掲げる権利を有することを証する書類  
香川県公告第四百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部、四二四四 一二の一部及び四二四四 一三の

一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝五丁目三番八号

三菱化学株式会社 代表取締役 富澤龍一

香川県公告第四百七十二号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部、四二四四 一二の一部及び四二四四 一三の

一部

二 工事を完了した公共施設の種別、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇〇メートル、延長一〇〇・八八メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部、四二四四 一二の一部及び四二四四 一三

の 一部

2 公園

公園(面積一五六・六五平方メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部

3 排水施設

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長一一五・五〇メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長五一・五〇メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部

排水管(直径四〇〇ミリメートル、延長八一・三〇メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部及び同地先市道

排水敷地(面積五三・五四平方メートル)

坂出市谷町二丁目四二四四 三の一部  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝五丁目三番八号  
三菱化学株式会社 代表取締役 富澤龍一

### 人事委員会規則

給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十九号

給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の特別調整額表に関する規則の一部改正)

第一条 給料の特別調整額表に関する規則(昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「亀山学園長」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第二条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「保健福祉事務所」の下に「川部みどり園」を加え、「病院」を「病院又は」に改め、「亀山学園又は川部みどり園」を削る。

(香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中亀山学園の項を削り、身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所の項の次に次のように加え、川部みどり園の項を削る。

川部みどり園

園長、次長

附則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

### 人事委員会告示

香川県人事委員会告示第三号

給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

別表第一の八級の部知事の事務部局の項中「県税事務所長」を「県税事務所長」に、「

林業事務所長

「斯道学園長

身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所長」を「身体障害者総合リ

川部みどり園長

川部みどり園次長

ハビリテーションセンター身体障害者相談所長

に改め、

「斯道学園長

亀山学園長

川部みどり園長

川部みどり園次長

「栗林公園観光事務所長

を「高等技術学校長

同表六級の部知事の事務部局の項中「子ども女性相談センター次長」を「子ども女性相談

センター次長

に、「教務主任(甲)」を「教務主任(甲)

センター西部子ども相談センター次長」

に、「斯道学園次長

「知的障害者相談所次長」を

「川部みどり園課長

知的障害者相談所次長」

「産業技術センター課長

「産業技術センター課長

業技術センター課長」に改め、  
「栗林公園観光事務所課長」  
を「栗林公園観光事務所課長」に改める。  
農業試験場課長」を削り、「農業試験場課長」に改める。

平成十六年九月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています